

1月定例教育委員会 付議案件表

1. 教育長報告

2. 議案

番号	案件名	課名
15	直方市学校規模適正化基本計画案について	教育総務課
20	直方市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示について	学校教育課

3. 協議事項

番号	案件名	課名
1	卒業式の告辞（案）について ※当日配布	学校教育課

4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
2	直方市立美術館別館の閉館について	文化・スポーツ推進課

5. その他 ・令和8年度の教育委員会事務局組織体制について

- ・臨時教育委員会の開催について（1/22）
- ・2月行事について（学校教育課 当日配布）
- ・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和7年12月10日～令和8年1月13日

月	日	曜日	内容	市議会
12月	10	水	定例教育長会(書面開催)	委員会
	11	木		委員会
	12	金		採決
	13	土	令和7年度「課題研究」生徒実践発表会(筑豊高校)	
	14	日		
	15	月	市長面会同席(長谷川氏)(直方市役所) 教育長面談(4中学校)(直方市役所)	
	16	火	人事に関する事務所協議(北九州教育事務所) 教育委員辞令交付式(直方市役所) 教育長面談(4小学校)(直方市役所) 鞍手高校定時制関係者面会(直方市役所)	
	17	水	教育長面談(4小学校)	
	18	木	教育長面談(3小学校) 臨時校長会議(直方市役所)	
	19	金		
	20	土		
	21	日		
	22	月		
	23	火		
	24	水	人事に関する事務所協議(北九州教育事務所) 保健福祉センター内覧会 市長面会同席(コアズ警備保障副社長)(直方市役所)	
	25	木		
	26	金	市長表敬訪問同席(第5回全九州トランポリン競技 シンクロナイズド選手権大会優勝報告)(直方市役所)	
	27	土		
	28	日	令和7年地域ふれあい餅つき大会(すみれそうのおがた)	
	29	月		
	30	火		
	31	水		
1月	1	木		
	2	金		
	3	土		
	4	日		
	5	月	新規採用職員辞令交付(直方市役所)	
	6	火	令和7年度DX推進本部会議(直方市役所)	
	7	水		
	8	木	2026年部落解放同盟福岡県連合会新春旗開き(福岡県中小企業振興センター)	
	9	金	定例教育長会(北九州教育事務所)	
	10	土		
	11	日	令和8年直方市消防出初式(直方市役所、遠賀川河川敷) 二十歳のつどい(ユメニティのおがた)	
	12	月		
	13	火	定例校長会(直方市役所) 定例教育委員会(直方市役所)	

教育委員会行事予定

令和8年1月14日～令和8年2月10日

月	日	曜日	内容	市議会
1月	14	水		
	15	木	DX人材育成研修発表会（直方市役所）	
	16	金	第3回直方市保幼こ小中高連携推進協議会（直方市役所）	
	17	土		
	18	日		
	19	月	直方西小アントレプレナーシップ学習活動報告（直方市役所）	
	20	火		
	21	水		
	22	木	臨時教育委員会（直方市役所）	
	23	金		
	24	土	谷尾美術館 直方こどもアート大賞展受賞式（谷尾美術館）	
	25	日	第80回直鞍一周駅伝競走大会（鞍手町）	
	26	月	県教育委員会への定数要望（県庁）	市議会 （臨時）
	27	火	福岡県小学校道徳教育研究会北九州・筑豊地区大会（直方南小）	質疑 委員会
	28	水		委員会
	29	木		採決
	30	金	附属小倉小中最終報告会（附属小倉小中）	
	31	土		
2月	1	日		
	2	月	定例校長会（直方市役所）	
	3	火	これからの授業研修会（直方第一中）	
	4	水		
	5	木	定例教育長会（北九州教育事務所） 学力向上検証委員会（直方市役所）	
	6	金	第3回直方市小中一貫教育推進本部会（直方市役所）	
	7	土	直方西小アントレプレナーシップ販売活動（直方西小） 直方文化連盟70周年記念式典・祝賀会（エクセレントガーデン迎賓館）	
	8	日	第17回新春書き初め表彰式（イオンモール直方）	
	9	月	文化財防火デー（下新入法華寺観音堂）	
	10	火	定例教育委員会（直方市役所）	

# 直方市学校規模適正化基本計画（案）パブリックコメント結果及び対応一覧

直方市学校規模適正化基本計画（案）について、パブリックコメントにより提出された市民の意見の概要と意見への教育委員会の対応を、次のとおりまとめました。

No.	ページ	意見項目（該当場所）	意見の概要	修正の有無	教育委員会の対応
1	10ページ	第4章 1.直方市の目指す学校規模 ①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（基本指針より） ④大規模化の回避の必要性	「地域コミュニティの核としての性格の配慮」「学校は防災・保育・地域交流の拠点」としながら、大規模校への一律集約を企図している。大規模校への一律集約は、「地域の核」を失わせることとなる。	修正有り	1.直方市の目指す学校規模 直方市の学校規模適正化の取組は、「大規模校への一律集約」を意図するものではありません。直方市における「大規模校」とは、直方市学校規模適正化基本指針（以下「基本指針」）で定めたとおり、学校全体の学級数が19～24学級の学校のことであり、学校全体の通常学級の数が、【小学校は、12学級から18学級】【中学校は、9学級から18学級】の学校規模を目指します。 ご意見を参考に、「1.直方市の目指す学校規模」の部分に、学校全体の通常学級の数であることを明記します。  ①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（基本指針より） 基本指針で確認した基本的な考え方である【教育的な観点】【地域コミュニティの核としての性格の配慮】は、直方市の学校規模適正化の取組において一貫して大事にする考え方です。 ご意見を参考に、「①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（基本指針より）」の部分に、「基本的な考え方」を明記します。 「④大規模化の回避の必要性」に記載のとおり、大規模化は回避する必要があると考えています。
	14ページ	第4章 2.2050年における直方市の適正な学校数・学校配置 【適正な学校配置】	文部科学省の示す「一般的な目安（＝通学距離・小学校で4km以内、中学校で6km以内）」は機械的に適用すべきではないにも関わらず、実質的な統廃合の根拠に用いている。山間部や生活道路に課題がある地区にとって、徒歩40～60分は現実的ではありません。	修正無し	基本計画において、通学距離・通学時間のおおよその目安・一応の目安を設定するものです。この目安を基に、直方市の適正な学校配置の具体的な検討をこれから行います。学校規模適正化の取組によって、通学時間や距離が長くなる場合には、スクールバスの導入等の対策を行います。 なお、この目安のみを「実質的な統廃合の根拠」に用いていることはありません。
	10ページ 5ページ	第4章 1.直方市の目指す学校規模  第2章 2.学校規模の現状と今後の見込み	令和5年度に行った「教職員アンケート」「保護者・児童生徒アンケート」の結果が反映されていない。 教職員、保護者ともに、「小学校の1学年は2～3学級」を最も望んでいる。市民も教員も「大規模校」を望んでいないのに結論だけが最大規模（12～18）を目指すことにされている。	修正有り	令和5年度に行った「教職員アンケート」において、「小学校の1学年の学級数は2～3学級が望ましい」とする回答は92.9%でした。 令和5年度に行った「保護者・児童生徒アンケート」において、「小学校の1学年の学級数は2～3学級が望ましい」とする回答は84.3%でした。  各アンケートも参考とし、【小学校は、12学級から18学級】（＝小学校の1学年は2～3学級）を目指す、と設定するものです。直方市における「大規模校」とは、基本指針で定めたとおり、学校全体の通常学級の数が19～24学級の学校のことであり、基本計画において「大規模校」を目指す、との記載はありません。 ご意見を参考に、「第4章 1.直方市の目指す学校規模」の部分に学校全体の通常学級の数であることを明記し、「第2章 2.学校規模の現状と今後の見込み」の表を修正します。

# 直方市学校規模適正化基本計画（案）パブリックコメント結果及び対応一覧

No.	ページ	意見項目（該当場所）	意見の概要	修正の有無	教育委員会の対応
1	18ページ	第6章 推進に向けて 1.今後の進め方 （「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現）	「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 報告書」の17ページで、「小規模校のメリットを踏まえ、特認校制度の導入も検討すべき」と明記されています。にもかかわらず、市の計画案では特認校制度が検討対象から外れており、答申内容と不一致です。特認校制度は、地域の学校を維持しながら多様な学びを確保する有効な代替策です。	修正無し	「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 報告書」は、「答申に示す学校規模（=小学校は12学級から18学級、中学校は9学級から18学級）を目指しつつも、小規模な学校のメリット等を鑑み、学校統合を選択せず、小規模な学校をそのまま存続させることとなった場合には、小規模特認校制度（従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの）を導入する等により、小規模な学校のデメリットを最小化することもあわせて検討すべきです。」という内容であり、単に「小規模校のメリットを踏まえ、特認校制度の導入も検討すべき」というものではありませんでした。  基本指針でも確認したとおり、「こどものために」一定の学校規模を確保することが重要です。直方市は、第一義的には、小学校は12学級から18学級、中学校は9学級から18学級の学校規模を目指すこととします。様々な検討の結果、小規模な学校を存続させることとなった場合には、小規模特認校制度も含めた小規模な学校のデメリットを最小化する対策を行います。 なお、小規模特認校制度については、「個別最適な学び」の例として、基本計画の18ページに記載をしています。
	15・16ページ	第5章 学校施設整備の基本的な考え方	学校施設の老朽化対策について、改修と統合新設の費用比較がなく、財政上「統合が有利」と判断する根拠が示されておりません。跡地活用・解体費用も検討されており、市民が判断する根拠が示されていません。	修正無し	現時点において、改修と統合新設の費用比較はしておらず、「統合が有利」と判断しているものではありません。基本計画決定後、具体的なプランを描くものとして「直方市学校規模適正化実行計画（仮）」（以下「実行計画」）の検討を行います。 実行計画の検討においては、財政上の費用比較も行った上で具体的なプランを描くものとして、また、跡地活用については、市役所全体で検討を行って参ります。
2	10ページ	第4章 直方市学校規模適正化基本計画	病気など色々な理由で少人数制の学校を希望している方もいること。30人以上の学級で担任1人だと、学級の全てを把握することが出来ず、また負担も増えるとのこと。学校を統合するのであれば、人数が増えたことによる教員負担の対応や色々な持病を持つ子供達についてもしっかりと考えて頂きたいです。統合の後は学校では対応できずとなると、保護者は、どうすればいいのか分からなくなります。学校は子供達が安心して教育を受ける場所でもあり私達も生活もあるのでそれを望んでいます。とくにひとり親世帯の方の、学校問題 子供を抱えながら、仕事をしギリギリの生活を送っているかたもいることも含め、統合するにしても事前のお知らせと弾力化申請の前に伝えることも大事だと思います。	修正無し	基本指針でも確認したとおり、「こどものために」一定の学校規模を確保することが重要です。直方市は、第一義的には、小学校は12学級から18学級、中学校は9学級から18学級の学校規模を目指すこととします。学級編成の基準（1学級の児童生徒数）は、法律で定められた数を標準として、福岡県教育委員会が定めているところ（小学校：35人、中学校：40人 令和7年度時点）ですが、「第6章 推進に向けて」に記載のとおり、「令和の日本型学校教育」の構築を目指すために、少人数指導を含めた「個別最適な学び」の充実を図る必要があります。 学校の持つ多様な機能を踏まえつつ、学校・保護者・地域との間での意見交換を行いつつ、学校規模適正化の取組を進めます。 また、「通学区域の弾力的運用の制度の見直し」については、これから検討を行い、適切な周知を図っていきます。

# 直方市学校規模適正化基本計画（案）パブリックコメント結果及び対応一覧

No.	ページ	意見項目（該当場所）	意見の概要	修正の有無	教育委員会の対応
3	7ページ 15ページ	第2章 学校を取り巻く現状と課題 3.学校施設の状況  第5章 学校施設整備の基本的な考え方	体育館のエアコンの設置を希望します。近年、温暖化により夏の体育館の室内の気温が異常に感じます。学校で、室温が高温の場合は指導をして頂いているのですが、それでも命の危険を感じます。特に室内での体育館での授業、部活動等、とても危険な環境ではないでしょうか。自然災害等により、避難先が体育館になった時等は市民の方にとって、安心安全な避難先といえるのでしょうか。市民が健やかに、安心して体育館を利用できる環境を整えてほしいです。環境が整う事で市民の方の体力アップ、部活動の活性化、活躍等メリットがたくさんあるかと思います。近隣の小中学校では、すでにエアコンの設置が進んでおり、私のみならず、周囲の方々も強く体育館のエアコン設置を望む声を多数聞きます。是非、市の方で課題として取り上げて頂きたいです。	修正無し	ご指摘のとおり、学校の体育館は、地域の避難所としての役割を持つ重要な施設です。改修につき、優先順位を設定し、適時に、計画的に行うべく、直方市学校施設等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」）の見直しを行います。 なお、体育館のエアコンにつきましては、順次設置を進めます。令和7年度末には、4中学校体育館のエアコンの設置に取り掛かります。
4	7ページ	第2章 学校を取り巻く現状と課題 4.学校と地域の関係 【地域コミュニティの核としての性格の配慮】	今後、大規模災害の発生が想定される中、教育的な観点は大前提であるが、この直方市の防災拠点としての学校の機能の整備も重要視して盛り込んでほしいです。沿岸地域ではなく、大きな地震もない地域だからこそ、防災の意識はかなり薄い気がしている。また、自治会なども形骸化している地域が多く、現時点で大規模災害が起きた時、避難場所や防災拠点として小・中学校が直方市では住民の拠り所になるのではないのでしょうか。災害時の学校の在り方、支援物資の整備なども早急に検討しておくべきと考えます。	修正無し	ご指摘のとおり、学校の体育館は、地域の避難所としての役割を持つ重要な施設です。 学校の持つ多様な機能を踏まえ、地域防災計画を所管する部署も含め市役所全体で、学校規模適正化に取り組みます。
5	10ページ	第4章 直方市学校規模適正化基本計画 1.直方市の目指す学校規模 2.2050年における直方市の適正な学校数・学校配置	市内学校規模の違いと、先生の人数不足を考えます。少人数の学級の先生と、多人数を抱える学校の先生とでは、先生ひとり当たりの仕事量の差も大きいと考えます。この状況を変えるため、統合も視野に入れ、大人の目を増やしてほしいと思います。トラブル時・テスト採点の作業・理解の遅れてる子のサポートなど、担任の負担を減らし、特支学級との連携などフリーで動ける教員がいたらと考えます。また近年、遅刻・忘れ物・宿題忘れ・整理整頓・食事マナー・偏食・身なりなど、心配な子供が増えてるようにみえます。欠席や遅刻が多いと、勉強の方でも子供の理解が遅れたり、作品を休み時間で作るなど、余計に担任の負担が増えます。統合してもスクールバスを導入して貰えば、遠くの子供たちも通えるし、もしかしたら遅刻も減らせるかもしれません。10年前とは、子供の質が変わってきていて、朝時間や昼過ぎに眠ってしまう子もいます。またゲームや携帯の影響か、ひらがなの理解に時間がかかり勉学について行けていない子供が増えてきているようにも感じています。子供たちと、直方市の将来が心配です。	修正無し	基本指針でも確認したとおり、「こどものために」一定の学校規模を確保することが重要です。またバランスのとれた教職員集団の配置のためにも一定の学校規模が必要です。学校規模適正化により、直方市の目指す学校規模が実現すれば、バランスのとれた教職員集団が配置される可能性が高まり、その結果、児童生徒の学習環境が向上することや教職員の働き方改革に資することとなる等、好循環化が期待できます。 なお、学校の統合により、通学時間や距離が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を行います。 直方市における学校規模適正化の取組は、直方市にとってちょうど良い学校の規模や配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善するためのものです。こどものために、そして直方市の未来を拓くために行う前向きなものであることを意識しながら、学校規模適正化の取組を進めて参ります。

# 直方市学校規模適正化基本計画（案）パブリックコメント結果及び対応一覧

No.	ページ	意見項目（該当場所）	意見の概要	修正の有無	教育委員会の対応
6	7ページ	第2章 学校を取り巻く現状と課題 3.学校施設の状況	直方市内の校舎は老朽化が進んでいます。多くの学校では改修が追い付かずに、雨漏りが発生したり、トイレが使用不能となったりしている状況も見受けられます。校舎だけでなく、プールも老朽化しています。このような状況に、学校関係者を含め、児童生徒や保護者は歯がゆい思いをしていることと思います。一方、児童数の多い学校では、敷地が狭いため、グラウンドが狭い状況にあるように思います。これらの現状を踏まえすと、統合後は今の校地や校舎を引き続き使うのではなく、広い敷地を確保できる非現地での建て替えをぜひともお願いしたいと思います。建て替えが実現できるならば、いずれ発生するであろう老朽化に対する対策も、費用負担はずっと安価で済むのではないのでしょうか。	修正無し	ご指摘のとおり、学校施設は老朽化が進んでいます。改修につき、優先順位を設定し、適時に、計画的に行うべく、直方市学校施設等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」）の見直しを行います。見直しにあたっては、校舎と屋内運動場だけでなく、給食室、プール等の施設も対象とした計画とします。また、改修だけでなく、校舎の新增築等、適切な投資を行うことも適宜検討いたします。具体的なプランを描くものである実行計画の検討にあたっては、学校施設にかかるコストも含めた検討を行います。
	7ページ	第2章 学校を取り巻く現状と課題 4.学校と地域の関係	「小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多い」まさに、そのとおりであると思います。私は以前からコミュニティ・スクールに参加していますが、参加者の多くは、自身がその小学校の卒業生だからという理由で協力しておられます。ここで危惧しているのは、学校が統合され母校が無くなったとき、さらに地域コミュニティが希薄になるのではないかとことです。子どもたちを育てるのは学校や保護者であり、またそれと同時に、彼らを見守る地域もその役割は大きいと思います。私が強く願っているのは、学校の統廃合が進んだのちの跡地利用についてもぜひ計画に盛り込んでほしいということです。ぜひ、地域コミュニティが衰退することの無いよう、統廃合の後のことも考えていただきたいと思います。	修正無し	基本指針において確認したとおり、学校規模適正化の取組にあたっては、【教育的な観点】【地域コミュニティの核としての性格の配慮】を基本的な考え方としています。こどもたちの教育条件の改善を中心としながら、地域コミュニティも大切にします。この考え方は、基本計画決定後も変わりません。また、跡地活用については、市役所全体で検討を行って参ります。
	17ページ	第6章 推進に向けて 1.今後の進め方	「通学区域の弾力的運用の制度」について、ここで説明されているとおり、見直しするという案に賛成です。学校の統廃合により通学区域が広がると、スクールバスを検討しなければなりません。その際、弾力的運用の制度を利用して校区外から通学してくる児童の送迎のために、校区外まで運行することは現実的でないと思いますが、そういった要望は起こりうると思います。また、ここで触れてあるとおり、弾力的運用の制度の影響で、一時的に一部の学年で児童生徒数が増えているということは十分想定できます。やはり、今後、学校の統廃合を進めていく上で、この制度は早急に見直すべきと思います。	修正無し	「通学区域の弾力的運用の制度」については、学校規模適正化の検討に併せて見直しを行います。

# 直方市学校規模適正化基本計画（案）パブリックコメント結果及び対応一覧

No.	ページ	意見項目（該当場所）	意見の概要	修正の有無	教育委員会の対応
7	—	全体的な項目について	<p>「直方市学校規模適正化基本計画」に賛成します。速やかな実行を希望します。</p> <p>私に関わりのあった教職員の方々は、殆どの方が教育に対して情熱に溢れており大変優れた先生方です。一方、知人が自身の子どもを敢えて市外の公立小学校に通わせているという事例も耳にします。私の子どもは、来年度小学校へ入学しますが、人数の少ない小学校に本来入学させたくありません。子どもの成長環境として不安しかないからです。</p> <p>まちづくりの基本のひとつが、「このまちで住み続けたい、自分の子供を育てたい」という市民感情を育むことならば、今回の「小中学校再編」は市の総力を挙げてすぐに取り組むべき直方市の最優先事項であろうかと思えます。</p> <p>「具体的なスケジュールの作成と速やかな実行」を希望します。</p>	修正無し	<p>「第6章 推進に向けて 1.今後の進め方（複式学級の速やかな解消）」に記載のとおり、現に複式学級が存在する学校については、複式学級の解消のために、学校統合を基本とした対策に速やかに着手します。</p> <p>「第6章 推進に向けて 2.部局横断的な検討体制」に記載のとおり、学校規模適正化の推進のために、市役所全体で効果的な連携を図ります。</p> <p>また、今後検討を開始する実行計画において、「具体的なスケジュール」を作成し、作成後はその実行に努めます。直方市の学校規模適正化とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件の改善することという意識を持ち、実行して参ります。</p>
	—	全体的な項目について	<p>学校規模適正化を通して、効率化を図り、先生方の業務を平準化するなど、先生方を子どもたちと向き合うことだけに集中してもらい、教育の充実・学力向上と先生方の教職離脱防止・就労環境の改善が両立できる環境を整えていただければと思います。教育・警察・消防の退職者を上手く活用できるような方策を検討していただきたいと思えます。</p>	修正無し	<p>「第2章 学校を取り巻く現状と課題 5.学校施設・学校運営面での教育課題（教員の負担増）」に記載のとおり、教員の負担が増加していることは課題として強く認識しているところです。学校規模適正化の検討は、様々な課題の解決につながるものとの意識で取り組みます。</p>
	—	全体的な項目について	<p>確かに、学校は「地域コミュニティの核」としての側面はありますが付随的なものです。学校は子どもたちのためにあるべきで「教育環境」を優先すべきだと思います。地域コミュニティのために学校を残し、子どもたちが影響を受けることはあってはなりません。</p>	修正無し	<p>基本指針で確認した基本的な考え方である【教育的な観点】【地域コミュニティの核としての性格の配慮】は、直方市の学校規模適正化の取組において一貫して大事にする考え方です。</p> <p>子どもたちの教育条件の改善を中心に据えつつ、地域コミュニティも大切にしながら、学校規模適正化に取り組みます。</p>

※いただいたご意見につき、特定の個人や地域が特定されないよう一部修正のうえ、「意見の概要」として記載しています。

## 2. 学校規模の現状と今後の見込み

令和7年5月1日時点において、基本指針で定めた学校規模の分類の定義に従うと、直方市の小学校、中学校は次のように分類されます。

小学校/規模の分類 (通常学級数)	学級数(通常学級)(学級編成標準による学級数) (令和7年5月1日現在)	
過小規模 (1~5学級)	4学級	中泉小 <sup>※1</sup>
小規模 (6~11学級)	6学級	南小、西小、福地小
	8学級	下境小、東小
	11学級	植木小
標準規模 (12~18学級)	12学級	北小、新入小
	17学級	感田小、上頓野小

※1) 複式学級解消のために、6学級で運営

中学校/規模の分類 (通常学級数)	学級数(通常学級)(学級編成標準による学級数) (令和7年5月1日現在)	
小規模 (6~11学級)	6学級	植木中
	7学級	一中
標準規模 (12~18学級)	12学級	三中
	17学級	二中

また、人数の多い学校と、少ない学校との間に大きな差が生じており、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

感田小	17学級	547人	約11倍
中泉小	4学級	50人	

二中	17学級	662人	約3.5倍
植木中	6学級	184人	

今後、直方市の児童生徒数は減少が予測されています。学校規模は小規模化が進み、学校間の違いがより顕著となる可能性が高いと予測されます。

## 2. 学校規模の現状と今後の見込み

令和7年5月1日時点において、基本指針で定めた学校規模の分類の定義に従うと、直方市の小学校、中学校は次のように分類されます。

小学校/規模の分類 (通常学級数)	学級数(通常学級)(学級編成標準による学級数) (令和7年5月1日現在)	
過小規模 (1~5学級)	4学級	中泉小 <sup>※1</sup>
小規模 (6~11学級)	6学級	南小、西小、福地小
	8学級	下境小、東小
	11学級	植木小
標準規模 (12~18学級)	12学級	北小、新入小
	17学級	感田小、上頓野小
大規模(19~24学級)		なし
過大規模(25学級以上)		なし

※1) 複式学級解消のために、6学級で運営

中学校/規模の分類 (通常学級数)	学級数(通常学級)(学級編成標準による学級数) (令和7年5月1日現在)	
過小規模(1~5学級)		なし
小規模 (6~11学級)	6学級	植木中
	7学級	一中
標準規模 (12~18学級)	12学級	三中
	17学級	二中
大規模(19~24学級)		なし
過大規模(25学級以上)		なし

また、人数の多い学校と、少ない学校との間に大きな差が生じており、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

感田小	17学級	547人	約11倍
中泉小	4学級	50人	

二中	17学級	662人	約3.5倍
植木中	6学級	184人	

今後、直方市の児童生徒数は減少が予測されています。学校規模は小規模化が進み、学校間の違いがより顕著となる可能性が高いと予測されます。

## 第4章 直方市学校規模適正化基本計画

### 1. 直方市の目指す学校規模

直方市は、次のとおりの学校規模を目指します。

小学校は、12学級から18学級（学級数は、通常学級の数）

中学校は、9学級から18学級（学級数は、通常学級の数）

その理由は、次のとおりです。

#### ①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（基本指針より）

基本指針で示された直方市学校規模適正化の基本的な考え方に基づき、直方市の義務教育段階の学校は、一定の学校規模を確保することが重要です。

#### ②直方市の目指す学校教育の実現（基本指針より）

基本指針で定めた直方市の目指す学校教育を実現するために適切な学校規模とすることが必要です。

#### ③1学年複数学級の必要性

単学級のデメリットとして、クラス替えができず児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができないこと、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられないこと、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと等が考えられます。

直方市の目指す学校教育の実現のため、また多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばすために、一定の学校規模が必要です。

また、1学年に複数の学級があることで、児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができること、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけることができること、クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができること等が考えられます。

令和5年度に行った教職員アンケートや保護者・児童生徒アンケートにおいて、1学年1学級を望む声は非常に少なく、複数学級を望む声が圧倒的多数を占めていました。

#### ④大規模化の回避の必要性

学校が大規模化すると、教職員による各児童・生徒の状況把握が難しくなることや、学校行事や部活動において児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくいこと等のデメリットが生じます。

児童生徒数の減少に伴い、通常学級数は減少していますが、特別支援学級の増加により、教室の確保に苦慮している学校があります。

学級数の増加＝学校の大規模化が進むと、現状の校舎では対応出来ない事態が発生する可能性があります。

## 第4章 直方市学校規模適正化基本計画

### 1. 直方市の目指す学校規模

直方市は、次のとおりの学校規模（**学校全体の学級数**）を目指します。

小学校は、12学級から18学級（学級数は、通常学級の数）

中学校は、9学級から18学級（学級数は、通常学級の数）

その理由は、次のとおりです。

#### ①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（基本指針より）

**基本的な考え方：【教育的な観点】【地域コミュニティの核としての性格の配慮】**

基本指針で示された直方市学校規模適正化の基本的な考え方に基づき、直方市の義務教育段階の学校は、一定の学校規模を確保することが重要です。

#### ②直方市の目指す学校教育の実現（基本指針より）

基本指針で定めた直方市の目指す学校教育を実現するために適切な学校規模とすることが必要です。

#### ③1学年複数学級の必要性

単学級のデメリットとして、クラス替えができず児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができないこと、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられないこと、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと等が考えられます。

直方市の目指す学校教育の実現のため、また多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばすために、一定の学校規模が必要です。

また、1学年に複数の学級があることで、児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができること、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけることができること、クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができること等が考えられます。

令和5年度に行った教職員アンケートや保護者・児童生徒アンケートにおいて、1学年1学級を望む声は非常に少なく、複数学級を望む声が圧倒的多数を占めていました。

#### ④大規模化の回避の必要性

学校が大規模化すると、教職員による各児童・生徒の状況把握が難しくなることや、学校行事や部活動において児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくいこと等のデメリットが生じます。

児童生徒数の減少に伴い、通常学級数は減少していますが、特別支援学級の増加により、教室の確保に苦慮している学校があります。

学級数の増加＝学校の大規模化が進むと、現状の校舎では対応出来ない事態が発生

# 直方市学校規模適正化基本計画 (案)

直方市教育委員会

令和8年1月時点(修正案)

## 直方市学校規模適正化基本計画

### 第1章 直方市学校規模適正化基本計画策定の概要

1. 直方市学校規模適正化基本計画策定の背景と目的
2. 直方市学校規模適正化基本計画の位置づけ

### 第2章 学校を取り巻く現状と課題

1. 児童生徒数の推移と将来推計
2. 学校規模の現状と今後の見込み
3. 学校施設の状況
4. 学校と地域の関係
5. 学校施設・学校運営面での教育課題

### 第3章 直方市が目指す学校像

1. 直方市が目指す学校教育

### 第4章 直方市学校規模適正化基本計画

1. 直方市の目指す学校規模
2. 2050年における直方市の適正な学校数・学校配置
3. 学校規模適正化へのロードマップ

### 第5章 学校施設整備の基本的な考え方

1. 学校施設等の目指すべき姿
2. 学校施設整備の基本方針
3. 学校施設整備の優先順位

### 第6章 推進に向けて

1. 今後の進め方
2. 部局横断的な検討体制
3. おわりに

### ≪資料編≫

#### （参考資料）

- ・直方市教育大綱
- ・直方市学校規模適正化基本指針
- ・直方市学校規模適正化基本計画検討委員会答申書、報告書
- ・校区別、年齢別人口調べ

#### （関係法令 抜粋）

- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学校教育法施行規則

## 第1章 直方市学校規模適正化基本計画策定の概要

### 1. 直方市学校規模適正化基本計画策定の背景と目的

直方市には、直方市立小学校11校、直方市立中学校4校が設置されています。直方市立小中学校に在籍する児童生徒は、4,306人（児童数2,766人・生徒数1,540人）（令和7年5月1日時点）です。

30年前（平成7年5月1日時点）の児童生徒数は、6,716人（児童数4,338人・生徒数2,378人）でした。この30年の間、児童生徒の数は大きく変化していますが、市立小中学校の設置数は変わっていません。また現在、学校により児童生徒の数に差が生じていること等により、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

令和6年8月に、直方市教育委員会において「直方市学校規模適正化基本指針」（以下「基本指針」という。）を決定しました。

基本指針では、直方市が学校規模適正化に取り組むにあたっての「前提となる考え方」、「基本的な考え方」を示した上で、「直方市の目指す学校教育」について決めました。

基本指針は、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について、主に【教育的な観点】から検討し、児童生徒の教育条件を改善するためにゆずれない部分を定めたものです。

基本指針を踏まえ、直方市の学校規模適正化の取り組みをもう一段階前に進めるために、直方市学校規模適正化基本計画検討委員会からの答申や、パブリックコメント、直方市長との協議等を経て、直方市教育委員会は、直方市学校規模適正化基本計画を策定します。

## 2. 直方市学校規模適正化基本計画の位置づけ

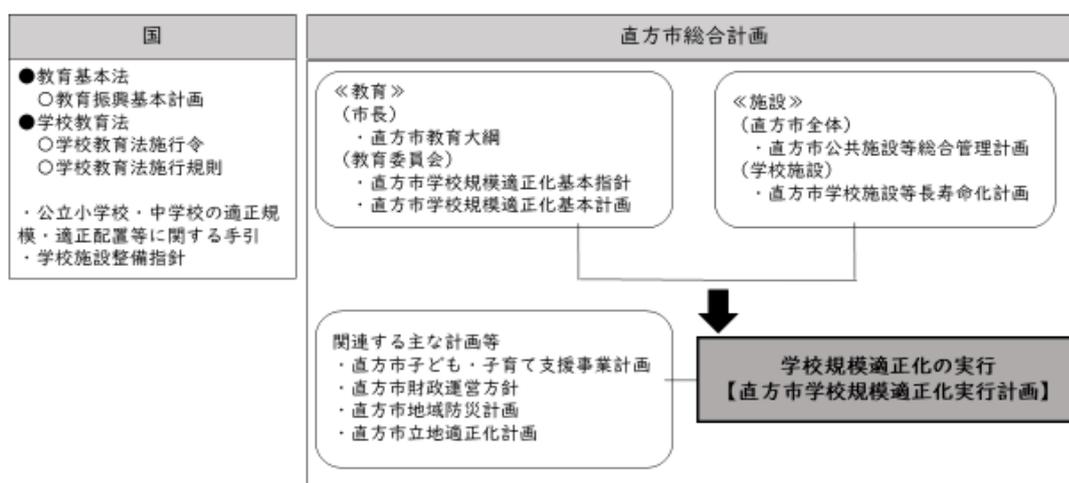
政府は、教育基本法に示された教育の理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を策定しています。

教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法において学校教育の枠組みや義務教育の目標が定められ、それらの具体的な実施のために、学校教育法施行令や学校教育法施行規則が定められています。

直方市は、教育振興基本計画を参酌し、令和2年2月に直方市教育大綱を策定しました。直方市教育大綱を踏まえ、直方市教育委員会において、令和6年8月に基本指針を決定しました。

直方市学校規模適正化基本計画（以下「基本計画」という。）は、

- 「1. 直方市の目指す学校規模」を定め、
- 「2. 直方市の適正な学校数・学校配置」の方向性を示し、
- 「3. 学校規模適正化へのロードマップ」を描くものです。



基本計画決定後は、直方市学校規模適正化実行計画（仮）（以下「実行計画」という。）を策定した上で、学校規模適正化を実行していきます。

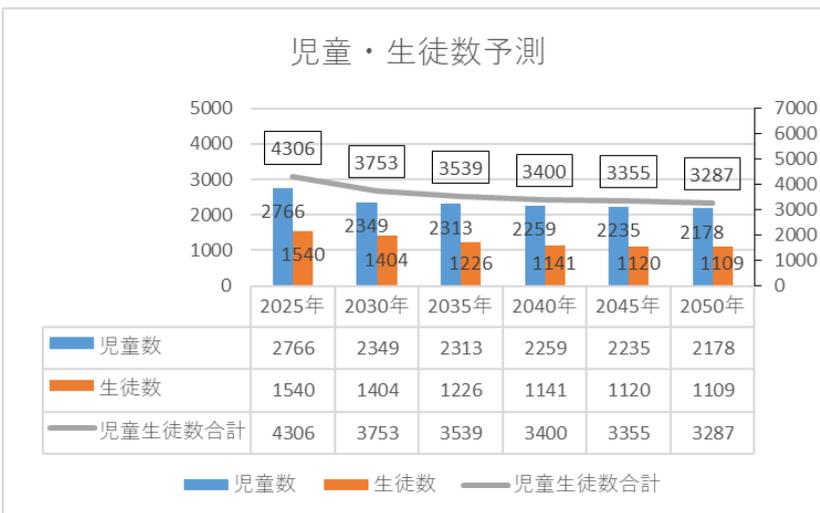
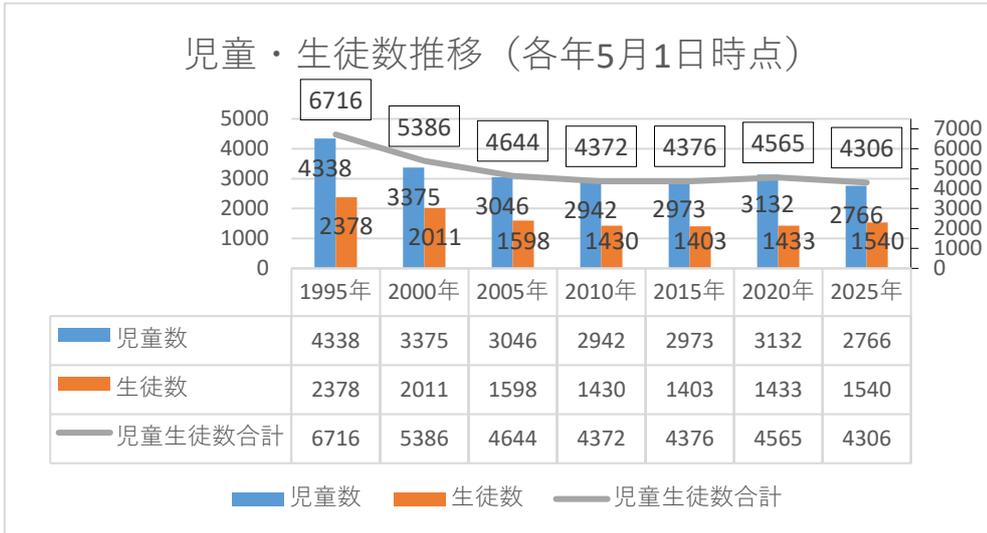
実行計画は、基本指針、基本計画を踏まえ、児童生徒数の予測をした上で、直方市の適正な学校数や配置に係る校区再編や学校統合について、今後の具体的なプランを描くものとしします。

実行計画は、学校施設についての整備方針、整備の優先順位、整備計画（時期）、コスト等（＝「直方市学校施設等長寿命化計画」の内容）を内包するものとしします。

## 第2章 学校を取り巻く現状と課題

### 1. 児童生徒数の推移と将来推計

直方市には、直方市立小学校11校、直方市立中学校4校が設置されています。直方市立小中学校に在籍する児童生徒は、4,306人（児童数2,766人・生徒数1,540人）（令和7年5月1日時点）です。児童生徒数は、減少しており、今後も減少が予測されています。



2025年は、実績  
（2025.5.1時点）  
2030年以降は、予測  
（「住民基本台帳データ」  
「日本の地域別将来推計人口  
（令和5年推計）」より）

また、予測を上回るペースでの人口減少や、少子化が進行しています。

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	直方市の人口総数
実績数	1,740人	2,224人	2,599人	54,263人
予測数	1,889人	2,247人	2,546人	54,692人
実績数-予測数	▲149人	▲23人	53人	▲429人

実績数：直方市「令和7年度の人口と世帯数」の「令和7年9月年齢別人口」より  
予測数：「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」の「都道府県・市区町村の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口」より

各年3月31日現在の0歳人口（各年の「年齢別統計表」より）

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
470人	434人	432人	395人	411人	382人	380人	364人	317人	298人

## 2. 学校規模の現状と今後の見込み

令和7年5月1日時点において、基本指針で定めた学校規模の分類の定義に従うと、直方市の小学校、中学校は次のように分類されます。

小学校/規模の分類 (通常学級数)	学級数(通常学級)(学級編成標準による学級数) (令和7年5月1日現在)	
過小規模 (1~5学級)	4学級	中泉小 <sup>※1</sup>
小規模 (6~11学級)	6学級	南小、西小、福地小
	8学級	下境小、東小
	11学級	植木小
標準規模 (12~18学級)	12学級	北小、新入小
	17学級	感田小、上頓野小
大規模(19~24学級) 過大規模(25学級以上)	なし	

※1) 複式学級解消のために、6学級で運営

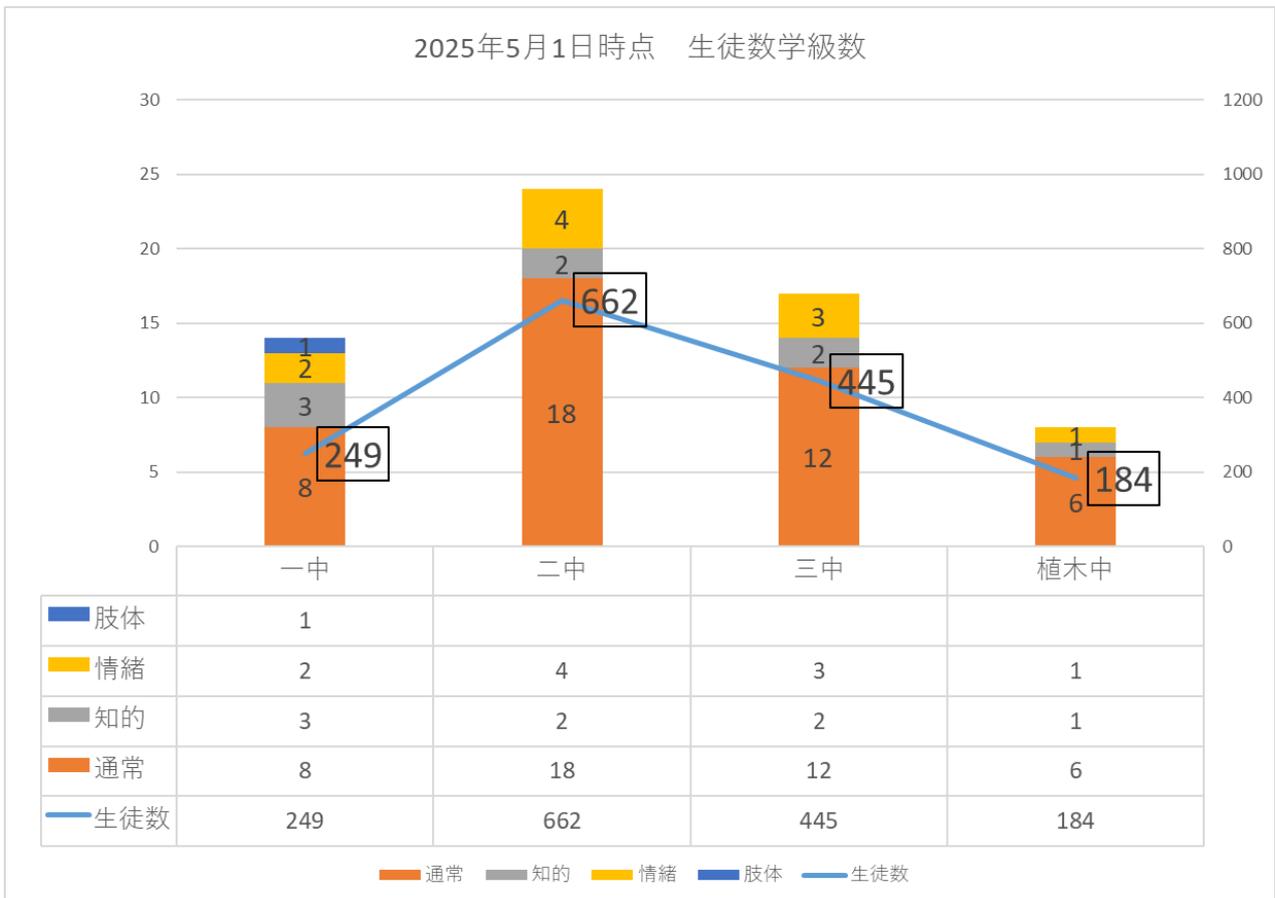
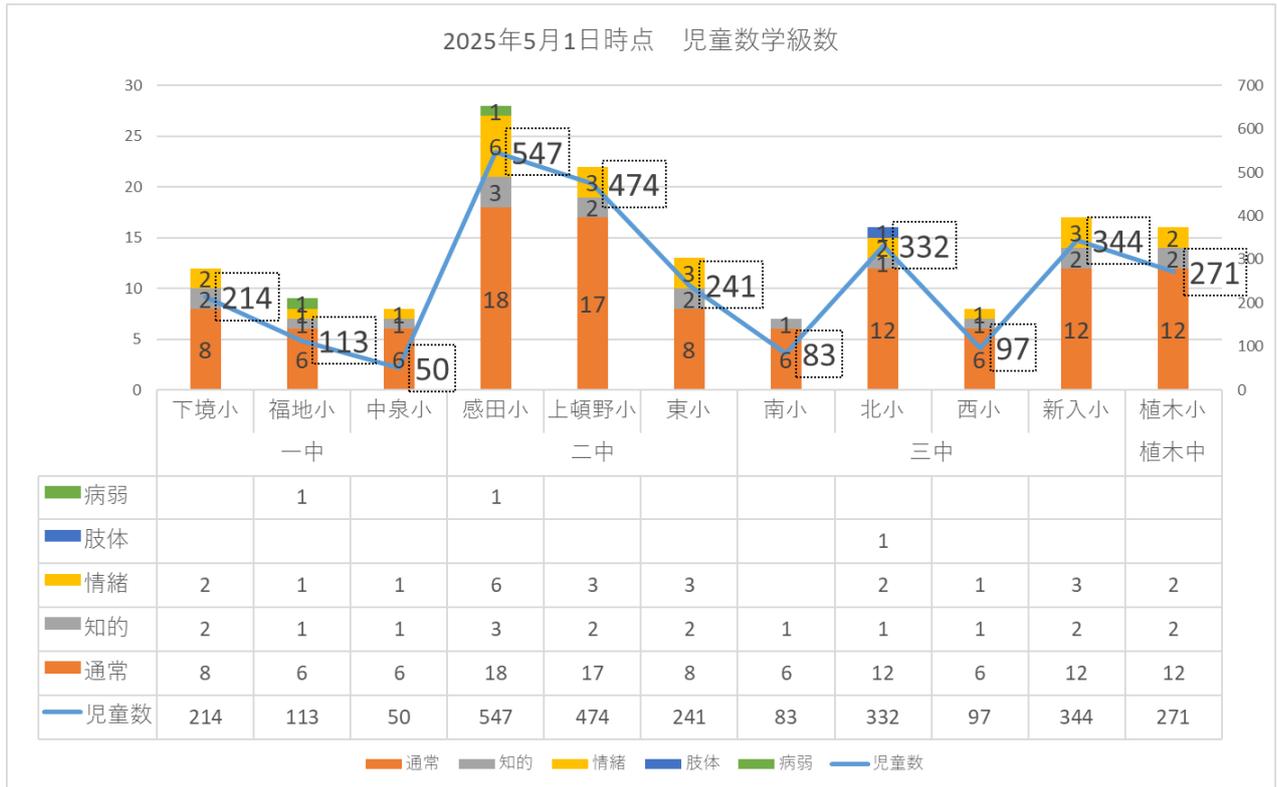
中学校/規模の分類 (通常学級数)	学級数(通常学級)(学級編成標準による学級数) (令和7年5月1日現在)	
過小規模(1~5学級)	なし	
小規模 (6~11学級)	6学級	植木中
	7学級	一中
標準規模 (12~18学級)	12学級	三中
	17学級	二中
大規模(19~24学級) 過大規模(25学級以上)	なし	

また、人数の多い学校と、少ない学校との間に大きな差が生じており、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

感田小	17学級	547人	約11倍
中泉小	4学級	50人	

二中	17学級	662人	約3.5倍
植木中	6学級	184人	

今後、直方市の児童生徒数は減少が予測されています。学校規模は小規模化が進み、学校間の違いがより顕著となる可能性が高いと予測されます。



### 3. 学校施設の状況

直方市の学校施設は、老朽化が進んでいます。校舎、体育館 59 棟のうち、建築から 30 年以上経過しているものが 54 棟あり、そのうち 14 棟は 50 年以上経過しています。学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であるところ、施設の必要な改修は適時に行う必要があります。

改修にあたっては、優先順位を設定し、計画的に老朽化対策を行うために、直方市学校施設等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）の見直しを行う必要があります。長寿命化計画の見直しにあたっては、校舎と屋内運動場だけでなく、給食室、プール等の施設も対象とした計画とする必要があります。また、学校施設の一部を学童クラブとして利用している現状があることから、学童クラブ施設も考慮した計画とする必要があります。

従来の日本型学校教育をさらに発展させ、これからの時代を生きていく全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育の目指すべき姿である「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、こどもの学びや教職員を支える環境づくりが必要です。新時代の学びを支える環境整備のために、既存の学校施設の改修だけでなく、校舎の新增築等、適切な投資を行うことも適宜検討する必要があります。

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、こどもたちの学びを支える基本的施設となっています。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化スポーツなどの活躍の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっています。学校施設の改修等にあたっては、他の公共施設との複合化や共有化を図ることや、施設の維持管理に関する負担軽減のために効率的な管理運営を図ること等、検討する必要があります。また、統合により学校としての利用をしなくなる施設については、地域の実情やニーズも踏まえて活用方法を検討していく必要があります。

### 4. 学校と地域の関係

基本指針で示された直方市の学校規模適正化に関する基本的な考え方である【地域コミュニティの核としての性格の配慮】に記載のあるとおり、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、学童クラブ、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。

そのような学校が持つ多様な機能にも留意しながら、学校規模適正化の検討を進める必要があります。また、学校だけではなく、地域住民等と連携・協働し、一体となって児童生徒の成長を支えていくことが必要です。そのためにも、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくことが重要です。

学校統合に伴い、通学区域が拡大することや一部の地域から学校がなくなることにより、学校と地域の関係が希薄化することが危惧されるため、対策を検討し、実施する必

要があります。また、学校の持つ多様な機能を踏まえつつ、学校・保護者・地域との間での意見交換を行い、「こどものために」の共通理解を図りながら、学校規模適正化に取り組みます。

## 5. 学校施設・学校運営面での教育課題

（多様な教育ニーズへの対応）

児童・生徒数の減少に伴い、通常学級の数は減少していますが、特別支援学級の数は増加しているため、教室不足が生じている状況があります。また、令和8年度から順次、中学校35人学級が導入されるため、さらに教室不足が生じる可能性があります。

特別支援教育への対応のほか、習熟度別・少人数指導等の多様な学び方への対応、外国人児童・生徒への支援、不登校児童・生徒への対応等、多様化する教育ニーズにきめ細かく対応することが求められています。

		平成7年 1995年		令和7年 2025年	
小学校	通常学級数	136	学級数計	111	学級数計
	特別支援学級数 <sup>※1</sup>	4	140	45	156
	児童数	4,338人		2,766人	
中学校	通常学級数	67	学級数計	44	学級数計
	特別支援学級数 <sup>※1</sup>	2	69	19	63
	生徒数	2,550人		1,540人	

※1) 平成7(1995)年当時は特殊学級。平成18年の学校教育法改正により廃止改称

（教育環境の近代化）

GIGAスクール構想に伴い、1人1台端末、無線LAN環境等のデジタル学習基盤は整備が進みましたが、コストや通信環境、旧JIS規格の教室用机では端末の利用に支障があること、ICT機器の活用方法や活用率に学校間格差があること等、新たな課題に直面しています。

（教員の負担増）

教員は、授業だけでなく、校務、保護者対応、事務作業等の多くの業務を抱え、厳しい勤務実態があります。教員の採用数の減少や教員志望者の減少、若手教員の離職等により全国的に教員不足が深刻化し、教員1人当たりの負担が増えています。教員の多忙化により、児童生徒一人ひとりと向き合う時間が十分に確保できず、学習指導や生徒指導の質が低下する恐れがあります。

### 第3章 直方市が目指す学校像

#### 1. 直方市が目指す学校教育

教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるものとされています。

直方市では令和2年2月12日に直方市教育大綱を策定しました。

直方市教育大綱を踏まえ、基本指針において、直方市の目指す学校教育を、次のとおり定めました。

直方市の目指す学校教育は、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」

直方市の目指す学校教育を実現するために、次のようなことに取り組みます。

##### (1) たくましく生き抜く力を育む

社会の在り方が劇的に変わり、予測が困難な時代を生き抜くために必要な力を身につけ、また正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦し、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成します。

##### (2) 可能性を最大限に引き出す

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限に引き出す教育に取り組みます。

##### (3) 主体的に学び続ける力を育む

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力し、また自己実現のために生涯学び続ける力を育成します。

## 第4章 直方市学校規模適正化基本計画

### 1. 直方市の目指す学校規模

直方市は、次のとおりの学校規模（**学校全体の学級数**）を目指します。

小学校は、12学級から18学級（学級数は、通常学級の数）

中学校は、9学級から18学級（学級数は、通常学級の数）

その理由は、次のとおりです。

#### ①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（基本指針より）

**基本的な考え方：【教育的な観点】【地域コミュニティの核としての性格の配慮】**

基本指針で示された直方市学校規模適正化の基本的な考え方に基づき、直方市の義務教育段階の学校は、一定の学校規模を確保することが重要です。

#### ②直方市の目指す学校教育の実現（基本指針より）

基本指針で定めた直方市の目指す学校教育を実現するために適切な学校規模とすることが必要です。

#### ③1学年複数学級の必要性

単学級のデメリットとして、クラス替えができず児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができないこと、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられないこと、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと等が考えられます。

直方市の目指す学校教育の実現のため、また多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばすために、一定の学校規模が必要です。

また、1学年に複数の学級があることで、児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができること、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけることができること、クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができること等が考えられます。

令和5年度に行った教職員アンケートや保護者・児童生徒アンケートにおいて、1学年1学級を望む声は非常に少なく、複数学級を望む声が圧倒的多数を占めていました。

#### ④大規模化の回避の必要性

学校が大規模化すると、教職員による各児童・生徒の状況把握が難しくなることや、学校行事や部活動において児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくいこと等のデメリットが生じます。

児童生徒数の減少に伴い、通常学級数は減少していますが、特別支援学級の増加により、教室の確保に苦慮している学校があります。

学級数の増加＝学校の大規模化が進むと、現状の校舎では対応出来ない事態が発生

する可能性があります。

令和 5 年度に行った「教職員アンケート」や「保護者・児童生徒アンケート」において、小学校の 1 学年 4 学級以上、中学校の 1 学年 7 学級以上を望む声は非常に少ないものでした。

#### ⑤学級規模、学校規模の小規模化の影響

小学校の学級編成標準（＝1 学級あたりの上限人数）は 35 人です。

中学校の学級編成標準は、現時点では 40 人ですが、令和 8 年度以降順次 35 人となります。

学級規模（＝1 学級の児童生徒数）が小さいほど、児童生徒一人ひとりに目が届きやすくきめ細やかな指導が行いやすいといったメリットがある一方、係などの学級での役割を通して成長する機会、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいこと等のデメリットがあると考えられます。

学校規模の小規模化により、体験格差が生じたり、人と関わる機会や対話といったものが少なくなり、学習成果に影響が出ることも考えられます。

#### ⑥バランスのとれた教職員集団の配置

基本指針の基本的な考え方にあるとおり、義務教育段階の学校において教育を十全に行うためには、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられます。学校規模適正化により、直方市の目指す学校規模が実現すれば、バランスのとれた教職員集団が配置される可能性が高まり、その結果、児童生徒の学習環境が向上することや教職員の働き方改革にも資することとなる等、好循環化が期待できます。また近年は、教員の欠員が慢性化しています。学校統合により、必要となる教員数が減少することにより、定員充足に向けて改善が期待できます。

#### ⑦直方市の目指す学校規模（小学校）

「③1 学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の小学校においては 1 学年に複数の学級が必要であると考えます。法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされており、直方市においてはこの標準と異なる規模を目指す特別の事情もないことから、直方市の小学校は、【12 学級から 18 学級】の学校規模を目指すとなりました。

#### ⑧直方市の目指す学校規模（中学校）

「③1 学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の中学校においては 1 学年に複数の学級が必要であると考えます。法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされています。直方市学校規模適正化基本計画検討委員会（以下「検討委員会」

という。)からの答申は、【中学校は、9学級から18学級】であったことや、検討委員会において現在の中学校の状況や成果を評価する意見があったことから、教育委員会において慎重に協議を行いました。「①直方市学校規模適正化の基本的な考え方」を鑑み、「②直方市の目指す学校教育の実現」のために、「⑥バランスのとれた教職員集団の配置」は非常に重要と考えます。そして中学校は同世代の集団の中で社会性を養うことがより重要な時期です。中学校の【9学級】は、標準には満たないものの、おおむね、全学年でクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模であることから、直方市の中学校は、【9学級から18学級】の学校規模を目指すとなりました。

#### ⑨1 学級あたりの人数

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位です。一般に、学級規模（＝1学級の児童生徒数）が小さいと、きめ細やかな指導がしやすくなる、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが、その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなると次のような課題が現れます。

- ・運動会や体育会、文化展等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ・教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

このような課題が表出されることを防ぐためにも、学校規模適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級規模や学校全体の児童生徒数についても考慮する必要があります。学級規模や学校全体の児童生徒数についての考慮に当たっては、直方市の目指す学校教育の実現に資するものとする必要があります。

## 2. 2050年における直方市の適正な学校数・学校配置

### 【小学校の適正な学校数】

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」(以下「社人研予測」という。)を基に予測した令和32(2050)年における直方市の児童数(小学校1年生から6年生の数)は、約2,200人(1学年平均366人)です。しかし、令和7年3月31日現在の0歳人口が298人となったように、急激に少子化が進んでいます。少子化が継続し、今後も1年間の出生数が約300人であれば、社人研予測を上回るペースで人口減少が進みます。1学年の児童数を300人と仮定した場合、令和32(2050)年における児童数予測は、1,800人(300人×6学年)となります。

直方市の児童数を1,800人と想定した場合、小学校が全て18学級(35人×18学級=630人)の小学校と仮定したときに想定される小学校の数は、3校(1校あたり約600

人)となります。小学校が全て12学級(35人×12学級=420人)の小学校と仮定した場合、想定される小学校の数は5校(1校あたり約360人)となります。

直方市の児童数を2,200人と想定した場合、小学校が全て18学級(35人×18学級=630人)の小学校と仮定したときに想定される小学校の数は、4校(1校あたり約550人)となります。小学校が全て12学級(35人×12学級=420人)の小学校と仮定した場合、想定される小学校の数は6校(1校あたり約370人)となります。

	2050年 児童数予測	想定される小学校数	
		1校18学級の場合	1校12学級の場合
1学年300人想定	1,800人	3	5
社人研予測より想定	2,200人	4	6

社人研予測を上回るペースで人口減少が進んでいるという現状を鑑み、想定される小学校数が6校となる可能性は低いと考えられることから、2050年における直方市の適正な小学校の数は、3校から5校と設定します。

#### 【中学校の適正な学校数】

社人研予測を基に予測した令和32(2050)年における直方市の生徒数(中学校1年生から3年生の数)は、約1,100人(1学年平均366人)です。しかし、社人研予測を上回るペースで人口減少が進み、1学年の生徒数が300人となると仮定した場合、令和32(2050)年における生徒数予測は、900人(300人×3学年)となります。

直方市の生徒数を900人と想定した場合、中学校が全て18学級(35人×18学級=630人)の中学校となると仮定したときに想定される中学校の数は、2校(1校あたり約450人)となります。中学校が全て9学級(35人×9学級=315人)の中学校となると仮定した場合、想定される中学校の数は3校(1校あたり約300人)となります。

直方市の生徒数を1,100人と想定した場合、中学校が全て18学級(35人×18学級=630人)の中学校となると仮定したときに想定される中学校の数は、2校(1校あたり約550人)となります。中学校が全て9学級(35人×9学級=315人)の中学校となると仮定した場合、想定される中学校の数は4校(1校あたり275人)となります。

	2050年 生徒数予測	想定される中学校数	
		1校18学級の場合	1校9学級の場合
1学年300人想定	900人	2	3
社人研予測より想定	1,100人	2	4

社人研予測を上回るペースで人口減少が進んでいるという現状を鑑み、想定される中学校数が4校となる可能性は低いと考えられることから、2050年における直方市の適正な中学校の数は、2校から3校と設定します。

## 【適正な学校配置】

直方市の小中学校の適正配置の検討にあたり、通学距離及び通学時間を次のとおり設定して検討を進めます。

## （通学距離）

直方市における通学距離は、小学校は4km以内、中学校は6km以内をおおよその目安とする。

## （通学時間）

直方市における通学時間は、1時間以内を一応の目安とする。

なお、学校の統合により、通学時間や距離が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を行います。また、児童生徒の通学途中の安全確保のための対策も併せて検討する必要があります。

## 3. 学校規模適正化へのロードマップ

2050年における直方市の適正な学校数を実現するために、次のようにロードマップを定めます。この過程では、人口（児童生徒）推計を継続的に行い、地域の変化を見極めながら児童生徒の教育条件の改善に努めます。

過小規模（1～5学級）の学校、5年以内に過小規模となると予測される学校については、学校統合を実施し、または学校統合の検討を開始します。

小規模（6～11学級）の継続が予測される学校は、直方市の目指す学校規模の実現のための対策を検討し、学校統合が望ましいと考えられる場合は、学校統合の検討を開始します。

## （小学校）

	学校数	児童数予測
2025年	11校	2,766人
2030年	7～9校	2,349人
2040年	5～7校	1,800人～2,259人
2050年	3～5校	1,800人～2,178人

## （中学校）

	学校数	生徒数予測
2025年	4校	1,540人
2030年	4校	1,404人
2040年	2～3校	900人～1,141人
2050年	2～3校	900人～1,109人

※児童数・生徒数予測について

2025年は、実数（2025年5月1日時点）

2030年は、予測（2025年4月末時点の住民基本台帳データ）

2040年・2050年は、予測（「一学年300人想定」～「社人研予測より想定」）

## 第5章 学校施設整備の基本的な考え方

### 1. 学校施設等の目指すべき姿

令和4年3月、文部科学省に対し、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議からの最終報告がなされました。その最終報告において、これからの学校施設についてのビジョンが示されています。直方市の学校施設も、このビジョンを意識した学校施設とする必要があります。

### 2. 学校施設整備の基本方針

令和4年6月、文部科学省は「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」において、学校施設整備の基本的方針を定めています。学校施設の整備においては、これらの指針や基本的方針に十分な配慮をする必要があります。

また、直方市公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本方針の基本的な考え方を踏まえ、直方市の学校施設整備の基本方針を次のとおり定めます。

#### 《基本的な考え方1》保有総量の最適化

（直方市の学校施設整備の基本方針1：維持可能な保有総量）

直方市の児童生徒数は、今後も減少が予測されることから、学校規模適正化の検討に合わせ学校施設保有総量の最適化も図ります。保有総量の最適化のために、また持続可能な財政運営のためにも、学校施設の改修だけでなく、校舎の新增築等、適切な投資を行うことを適宜検討します。保有総量の最適化の検討に当たっては、他の公共施設との複合化や共有化の検討を行います。また、統合により学校としての利用をしなくなる施設については、地域の実情やニーズも踏まえて活用方法を検討する必要があります。

#### 《基本的な考え方2》適切な維持管理

（直方市の学校施設整備の基本方針2：安全性確保、優先順位設定の必要性）

直方市の学校施設は老朽化が進んでおり、老朽化対策は喫緊の課題です。安全に関わる部分は優先的に改修等を適時に行う必要があります。ただし、直方市の目指す学校教育の実現のために、学校の統合・通学区の変更等の検討状況や市の財政状況等を勘案して、優先順位を考えながら計画的に改修等を進めます。計画的な改修等に当たっては、給食室やプールも含めて検討を行います。

#### 《基本的な考え方3》効率的な施設運営

（直方市の学校施設整備の基本方針3：総コストの算出と具体的プランの検討）

直方市の適正な学校数や配置について具体的なプランを示し、そのプランにおいてかかるコスト（施設整備にかかるコスト及び学校にかかる総コスト）を明らかにした上で、学校施設の効率的な運営に努めます。

コスト試算にあたっては、将来的な児童生徒数予測をし、使用する教室数を可能な

限り正確に予測しながら行います。

### 3. 学校施設整備の優先順位

学校施設は、児童生徒の学習及び生活の場として、また教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障がいのある児童生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要です。

直方市の学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、適時に改修工事を行う必要があります。また、災害発生時の避難所としても利用される学校体育館への空調設備設置工事や、学校のトイレ環境を改善するための改修工事等、教育環境改善のために必要な工事も多く考えられます。しかし、人口減少や厳しい財政状況が予測される中、全ての学校施設の改修工事等を行い、維持し続けることは不可能です。

今後は、学校規模適正化の検討状況を踏まえつつ、優先順位を設定した上で、学校施設の整備を進めます。

## 第6章 推進に向けて

### 1. 今後の進め方

#### （複式学級の速やかな解消）

小学校、中学校ともに、複式学級が存在する学校は教育上の課題が極めて大きいため、現に複式学級が存在する（学級編成標準による）学校については、複式学級の解消のために、学校統合を基本とした対策に速やかに着手します。

小学校、中学校ともに、5年以内に複式学級が発生すると予測される学校については、複式学級の発生を未然に防止するために学校統合を基本とした対策を速やかに実施します。

#### （学校規模適正化の方策）

学校規模適正化を図る方策は、例として次のような方法が考えられます。今後、直方市の目指す学校規模を実現するための最適な方策を検討します。検討にあたっては、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行います。

学校規模適正化の方策		方策の例
通学区域の見直し		・従来の通学区域の見直し ・特定地域選択制 <sup>※1</sup> の実施 等
統合	小学校同士の統合	・既存の学校用地を活用し、または新たな用地を確保して、複数校を統合し、新設校を整備する。
	中学校同士の統合	
	小中学校の統合	・施設一体型の小中一貫校の整備 ・義務教育学校の設置 等

※1) 従来の通学区域は残したまま、特定の地域に居住する者について学校選択を認めるもの

また、通学区域の弾力的運用の制度（通学する学校を自由に選択できる制度）については、年度ごとに申請数の増減や偏りが発生しており、児童生徒数や学級数の予測が困難になる等、学校規模適正化の検討に支障が生じているため、見直しを行います。

これに伴い、校区外就学（特別な理由があり、住所地の学校以外の小中学校への就学を希望する児童生徒について、申請により希望する学校への就学を許可する制度）の制度は、許可基準の見直しを行う等により制度の充実を図った上で引き続き実施します。

#### （継続的な検討と柔軟な対応）

将来の人口（児童・生徒数）や地域の環境は、各地域の土地利用状況の変化や社会情勢の変化等により、予測と大きく異なることとなることも起こり得ます。基本計画策定後であっても、定期的・継続的に人口推計を行い、環境変化を注視しつつ、計画の変更を行う等、柔軟な対応を行います。

（「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現）

こどもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめ重大事態や不登校児童生徒数の増加等）に対応し、「令和の日本型学校教育<sup>※2</sup>」の構築を目指すために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指します。

個別最適な学び	<p>「指導の個別化」と「学習の個別化」を教師視点から整理した概念を「個に応じた指導」というのに対し、学習者視点から整理した概念。個別の教育的ニーズを把握し一人一人の可能性を伸ばしていく学びや、個性や能力を生かして学びを深め将来の活躍につなげる学びのこと等。</p> <p>（例）</p> <p>I C Tを活用した個々の学習状況の把握・分析、少人数指導、教育支援センターの充実、学びの多様化学校<sup>※3</sup>、小規模特認校制度<sup>※4</sup></p>
協働的な学び	<p>探究的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学びのこと等。</p> <p>（例）</p> <p>I C Tの活用による共同作成・編集、合意形成を図る活動、他の学校・地域や海外との交流</p>

※2) 「令和の日本型学校教育」・・・誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体でSDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいく中で、ツールとしてのICTを基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育

※3) 学びの多様化学校・・・いわゆる不登校特例校のこと。不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合に、文部科学大臣の指定を受けて設置される学校

※4) 小規模特認校制度・・・従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

## 2. 部局横断的な検討体制

学校規模適正化の推進にあたっては、通学区域の変更に伴う地域との調整、公共施設の保有総量の最適化や複合化を担う部署や財政を担う部署との調整、総合計画や地域防災計画等との整合性をとること、地域活性化・都市戦略・学校跡地の利用のこと等、市

長部局との部局横断的な検討が必要です。市長部局と効果的な連携を図るための枠組みを設けたり、部局横断的な検討体制を構築したりする必要があります。

### 3. おわりに

直方市学校規模適正化基本計画は、直方市の学校規模適正化の方向性を決定する重要なものです。これから、基本計画で定めた方向性にあわせ、直方市の学校規模適正化について具体的なプランを示す実行計画の策定に進みます。同時に、複式学級解消のために、学校統合を基本とした対策に速やかに着手します。

なお、学校規模適正化の取組が、児童生徒の減少に合わせて学校の数を減らすだけのものとならないためにも、市の発展を意識した取組は必要です。安心して子どもを育てることができる環境を整備すること、未来を担う人材を育て地域で活かすこと、やりがいのある仕事を生み出すこと、地域を活性化し健幸で質の高い暮らしができるまちづくりをすること等、市全体での取組を通して直方市の魅力を高め、児童生徒の減少に歯止めをかけることも必要と考えます。

直方市における学校規模適正化の取組は、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善するためのものです。直方市のこどものために、そして直方市の未来を拓くために行う前向きなものであることを意識しながら、学校規模適正化の取組を進めて参ります。

令和●年●月

直方市教育委員会

## 議案第 20 号

### 直方市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示について

直方市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 1 月 13 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

#### 提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案するものである。

## 直方市教育支援センター設置要綱の一部を改正する告示

直方市教育支援センター設置要綱（平成20年直方市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「直方市大字植木849番地1」を「直方市津田町7番25号」に改める。

### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

## 直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱の一部を改正する告示

直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱（令和6年直方市告示第95号）の一部を次のように改正する。

第3条中「4,800円」を「4,900円」に改める。

第4条中「令和6年4月から令和7年3月提供分」を「令和8年1月から令和8年3月提供分」に改める。

### 附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、対象となる児童1人当たり月額<u>4,900円</u>と、次条に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の対象となる経費は、保育所等が実施する給食のうち副食の提供に係る<u>令和8年1月から令和8年3月提供分</u>までの賄材料費とする。ただし、幼児教育無償化及び直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱(平成31年直方市告示第219号)により給食副食費の徴収を免除されている保護者分は除くものとする。</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、対象となる児童1人当たり月額<u>4,800円</u>と、次条に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の対象となる経費は、保育所等が実施する給食のうち副食の提供に係る<u>令和6年4月から令和7年3月提供分</u>までの賄材料費とする。ただし、幼児教育無償化及び直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱(平成31年直方市告示第219号)により給食副食費の徴収を免除されている保護者分は除くものとする。</p>

附則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。